明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三十六条の二十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十六条の四十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第三十六条の四十一第三項 第三十六条の四十二 第三十六条の四十三 第三十六条の四十四 第三十六条の四十六第二項 第三十六条の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七条第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十七条第四項 第三十七条第五項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
	市町村	指定都市及び児童相談所設置市以外の市町村
第三十七条第六項 第三十八条第二項及び第三項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十九条第一項	都道府県の知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第三十九条第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第四十九条の七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

第五十条の三の表を次のように改める。

第八条第一項及び第二項	都道府県知事	中核市の市長
第八条第三項	都道府県は、	中核市は、
	都道府県知事	中核市の市長
第十条第一項	都道府県知事	中核市の市長
第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条 第三十六条の三十一第二項		
第三十七条第二項	都道府県知事	都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設及び保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長）
第三十七条第四項 第三十七条第五項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）
	市町村	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）
第三十七条第六項 第三十八条第二項及び第三項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）
第四十九条の七第一項	都道府県知事	中核市の市長

第五十一条の二を次のように改める。

第五十一条の二　平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

第五十一条の三を次のように改める。

第五十一条の三　平成二十四年九月三十日までの間は、第十八条の三十八第一項、第二十五条の二十三の二第一項及び第二十五条の二十六の九第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

第五十一条の四から第五十一条の七までを削る。

第三号様式表中「第三十四条の四、第三十四条の十三、第三十四条の十六」を「第三十四条の五、第三十四条の十四、第三十四条の十七」に改め、同様式裏中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、「ために必要があると認めるときは」の下に「、障害児通所支援事業等」を加え、「第三十四条の十三」を「第三十四条の十四」に、「第三十四条の十六」を「第三十四条の十七」に、「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改める。

第四号様式表中「第三十四条の四」を「第三十四条の五」に改め、同様式裏中「児童福祉法第三十四条の四」を「児童福祉法第三十四条の五」に、「障害児相談支援事業等」を「障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業」に、「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に、「第二十一条の九の五第一項、第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第二十一条の四第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。